

平成 28 年度 沼津市行政組織の改正

平成 28 年4月1日付けで、行政組織の改正を予定しています。

■平成 28 年度改正の基本的な考え方と主な改正点

1 基本的な考え方

「市民の視点に立った行政サービスを提供し、市民福祉を増進する組織」を目標に据えながら、「行政課題に対応した組織の強化・改善」及び「市民サービス向上の視点に立った簡素で効率的な組織」という考え方にに基づき、必要な見直しを行います。

2 主な改正点

(企画部)

これまでぬまづの宝推進課で担ってきたシティプロモーション及びふるさと納税などの業務を更に推進していくことに加え、公民連携に係る業務を推進していく組織体制とするため、ぬまづの宝推進課に「シティプロモーション係」、「ふるさと納税推進係」、「公民連携企画係」及び「事業推進係」を新たに置く。

(都市計画部)

都市計画部の業務を効果的・効率的に行う組織体制とするため、同部の「計画課」、「建築指導課」及び「中心市街地整備企画室」を廃止し、同部に「まちづくり政策課」、「まちづくり指導課」及び「香陵公園周辺整備室」をそれぞれ新設する。

(沼津駅周辺整備部)

沼津駅周辺整備事務局を独立した部とする組織体制とし、鉄道高架事業、沼津駅周辺土地区画整理事業及び関連道路整備事業等を総合的に推進するため、「沼津駅周辺整備部」を新設する。

(危機管理課)

消防広域化に伴い、消防本部から消防団事務等を引き継ぐ組織体制が必要となるため、危機管理課に「広域消防連携室」(課内室)を新たに置く。

(消防本部)

消防広域化に伴い、消防本部を「駿東伊豆消防本部」へ移管するため、「消防本部」を廃止する。

■部課等の増減

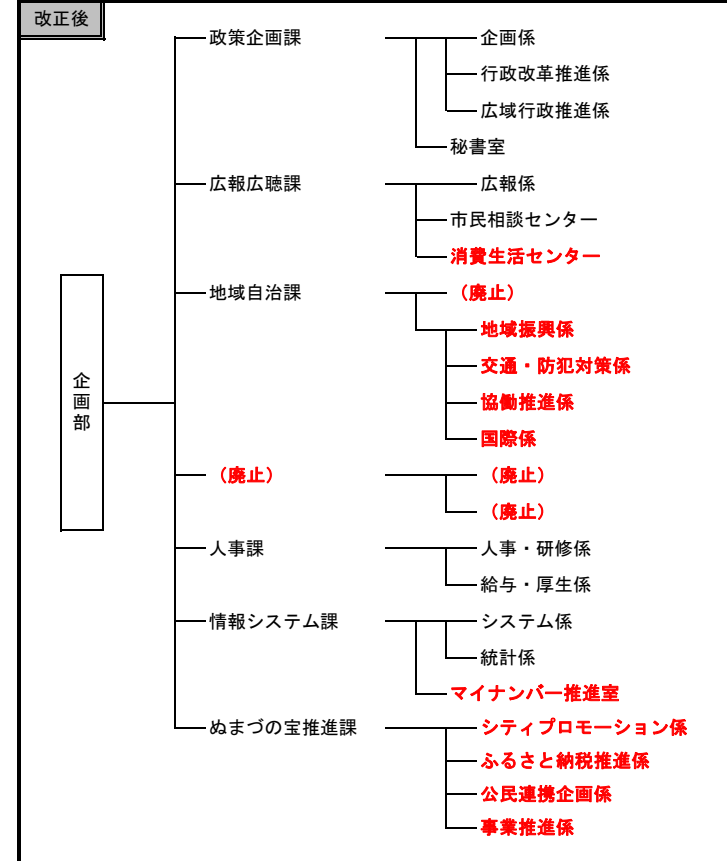
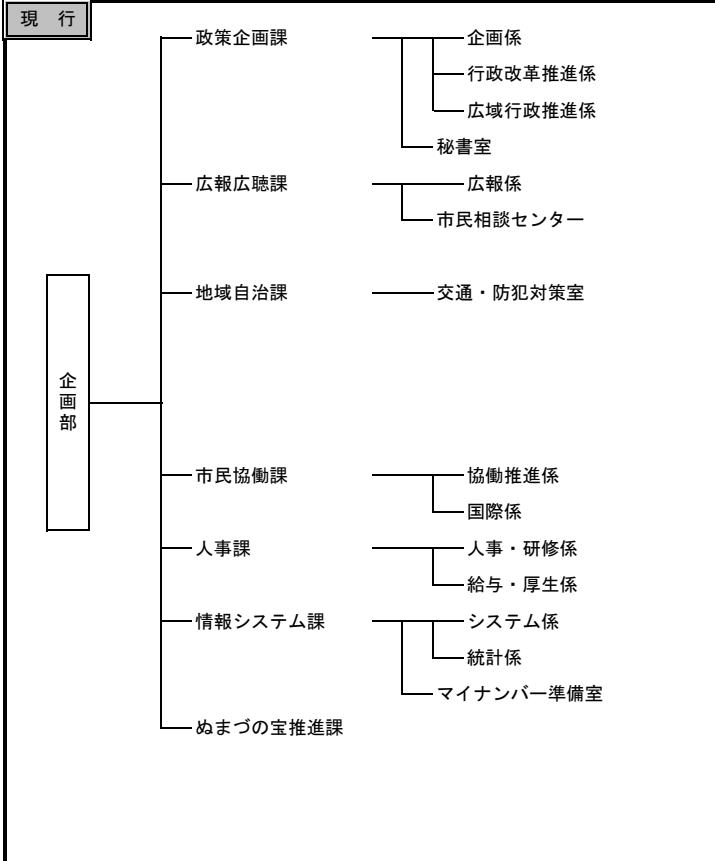
組織	平成 27 年度	増減	平成 28 年度
部	13	0	13
局	3	-1	2
課	73	-8	65
課内室	7	0	7
係	143	-8	135
担当	8	-5	3

平成28年度 沼津市行政組織の改正

(平成28年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、従来どおり〔 〕(亀甲括弧)で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…(点線)で明らかにし、〔 〕(亀甲括弧)で表記する。

企画部



●広報広聴課

消費者安全法の改正により消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について平成28年4月1日から条例で定めることとされたため、広報広聴課に「消費生活センター」(課内室)を新たに置く。

●地域自治課及び市民協働課(廃止) ⇒ 地域自治課

地域自治課にNPOや男女共同参画等の市民協働を推進する部署を移管し、地域自治と市民協働を一体的に推進していくため、企画部「市民協働課」を廃止する。また、地域自治課に「地域振興係」、「協働推進係」及び「国際係」を新たに置くとともに、「交通・防犯対策室」(課内室)を廃止し、「交通・防犯対策係」を置く。

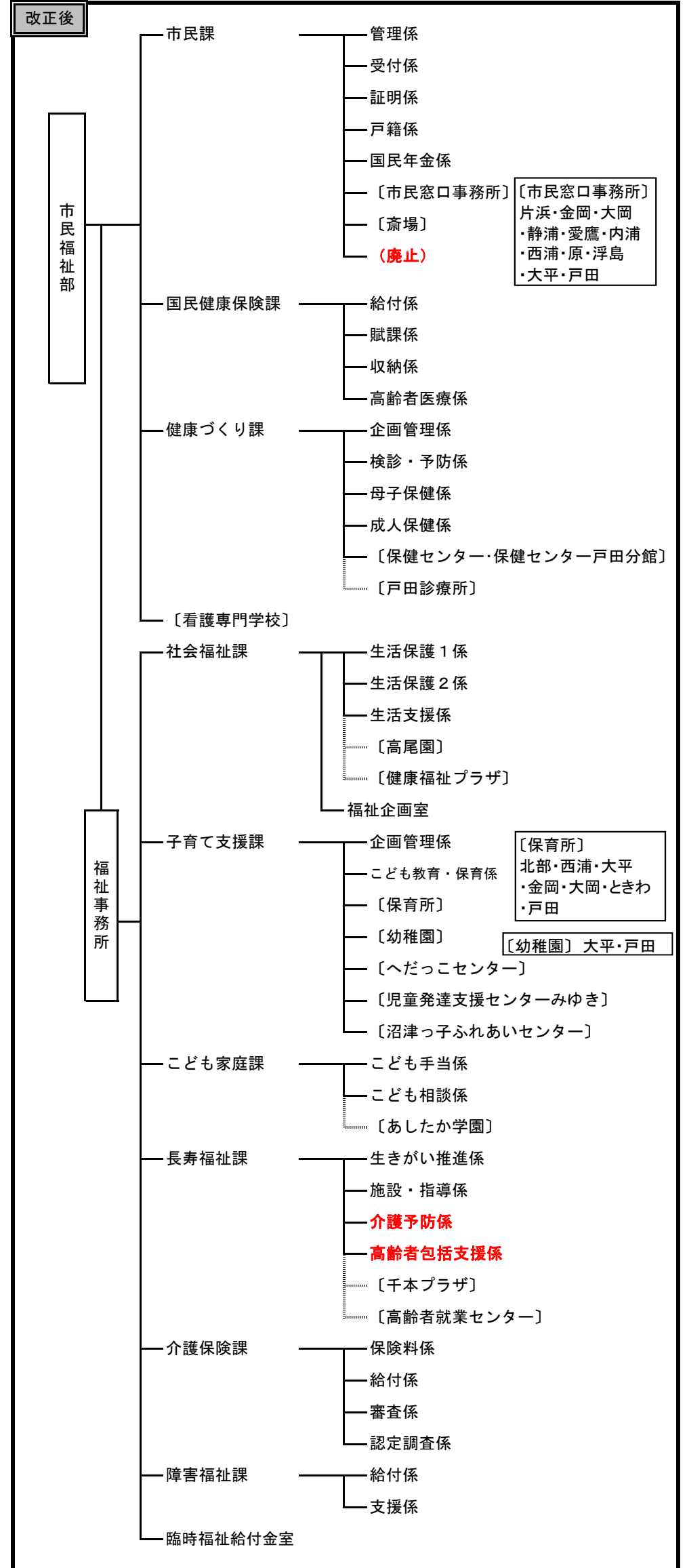
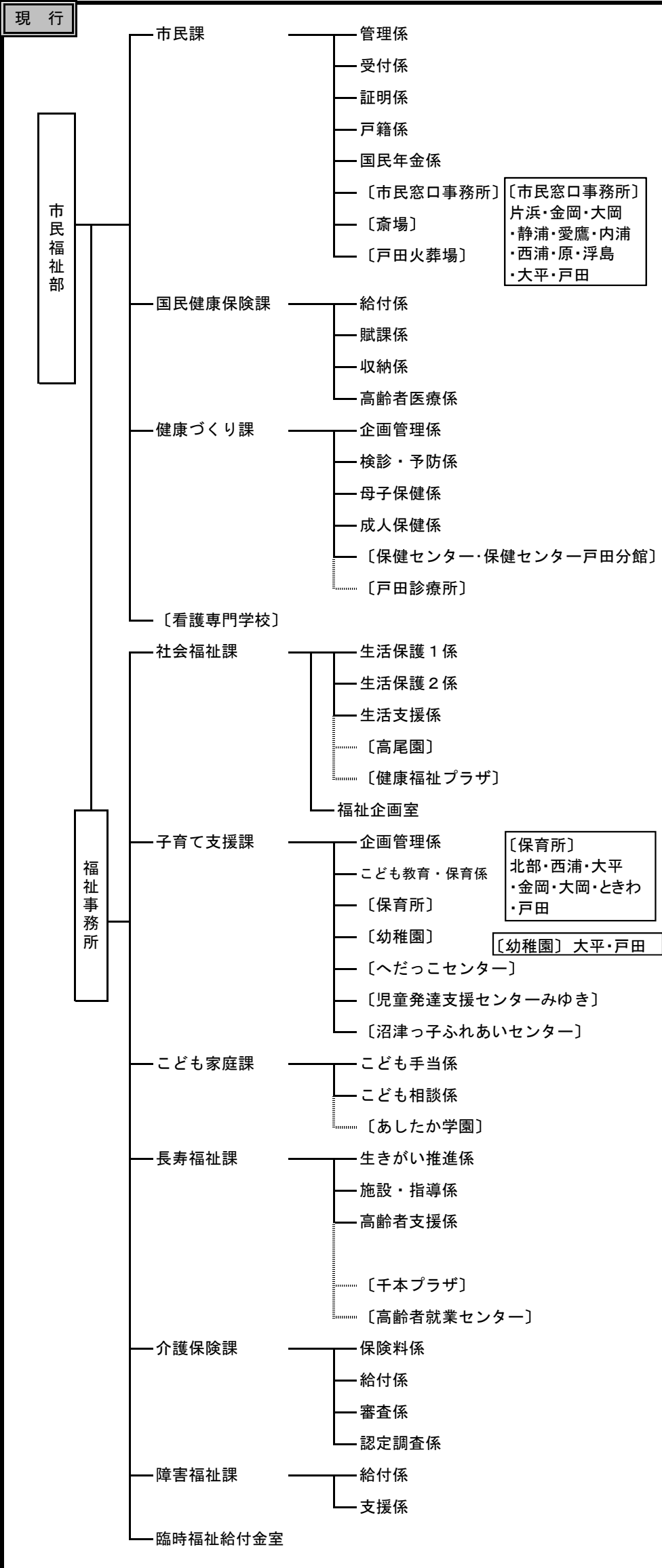
●情報システム課

平成28年1月から、社会保障、税及び災害対策などに対応するためのマイナンバー制度が開始されたことに伴い、情報システム課の「マイナンバー準備室」を「マイナンバー推進室」に変更する。

●ぬまづの宝推進課

これまでぬまづの宝推進課で担ってきたシティプロモーション及びふるさと納税などの業務を更に推進していくことに加え、公民連携に係る業務を推進していく組織体制とするため、ぬまづの宝推進課に「シティプロモーション係」、「ふるさと納税推進係」、「公民連携企画係」及び「事業推進係」を新たに置く。

市民福祉部



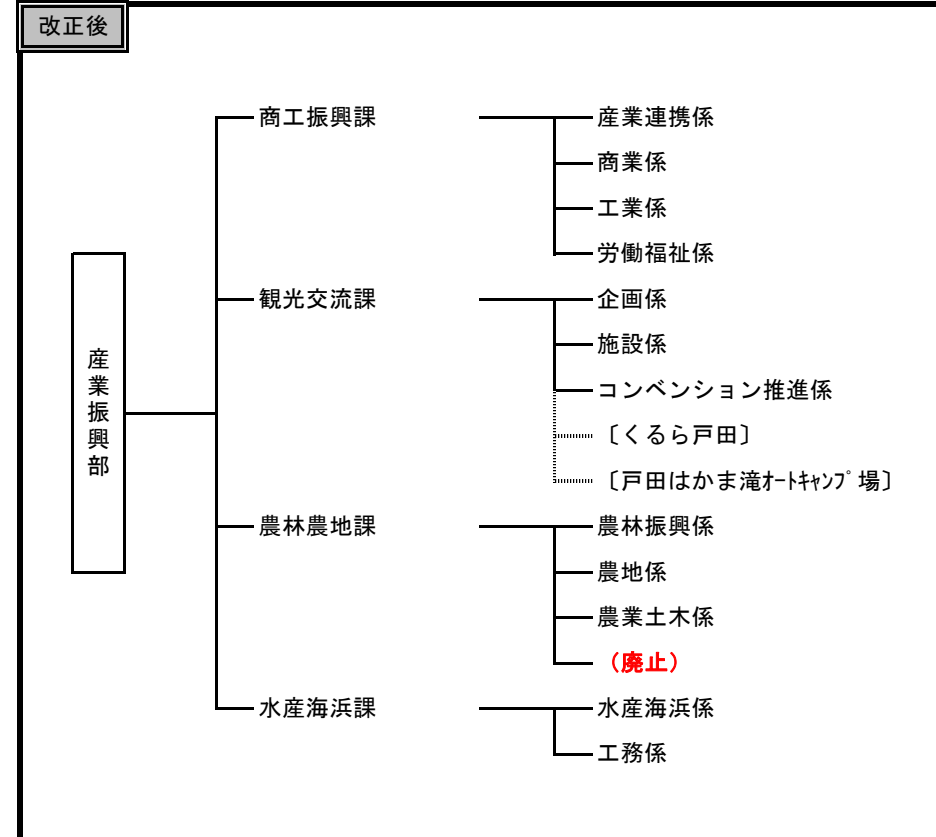
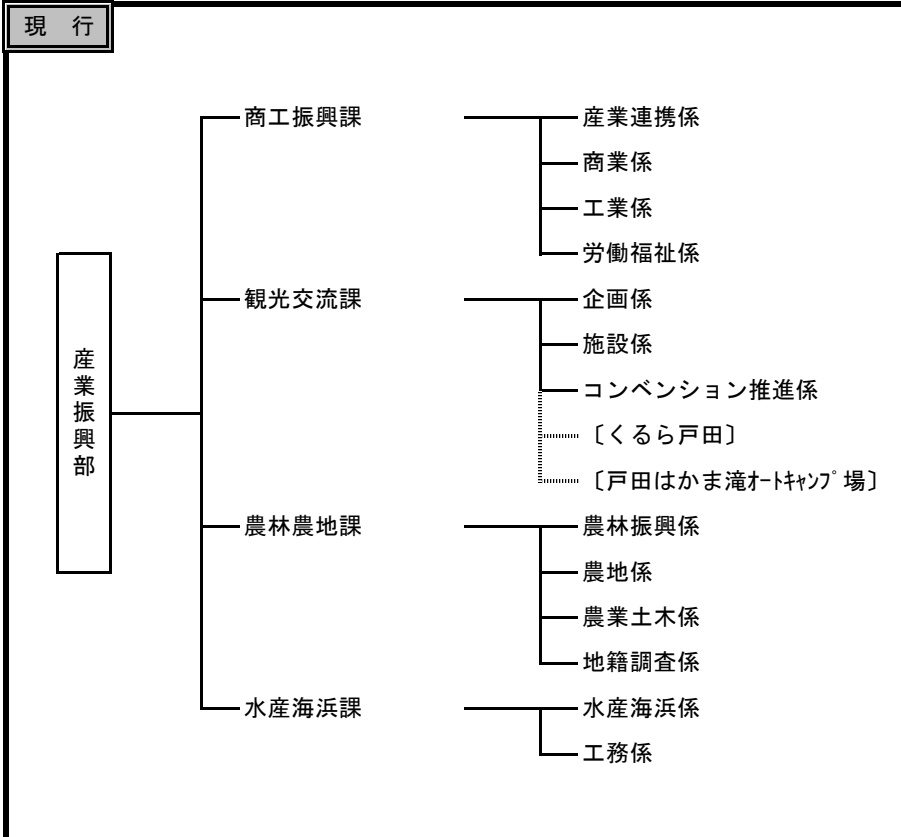
●市民課

平成27年度末で「戸田火葬場」が廃止されることから、市民課の〔戸田火葬場〕を廃止する。

●長寿福祉課

平成29年度から開始される介護予防・日常生活支援総合事業等に対応する組織体制が必要であるため、長寿福祉課の「高齢者支援係」を「介護予防係」及び「高齢者包括支援係」に分割する。

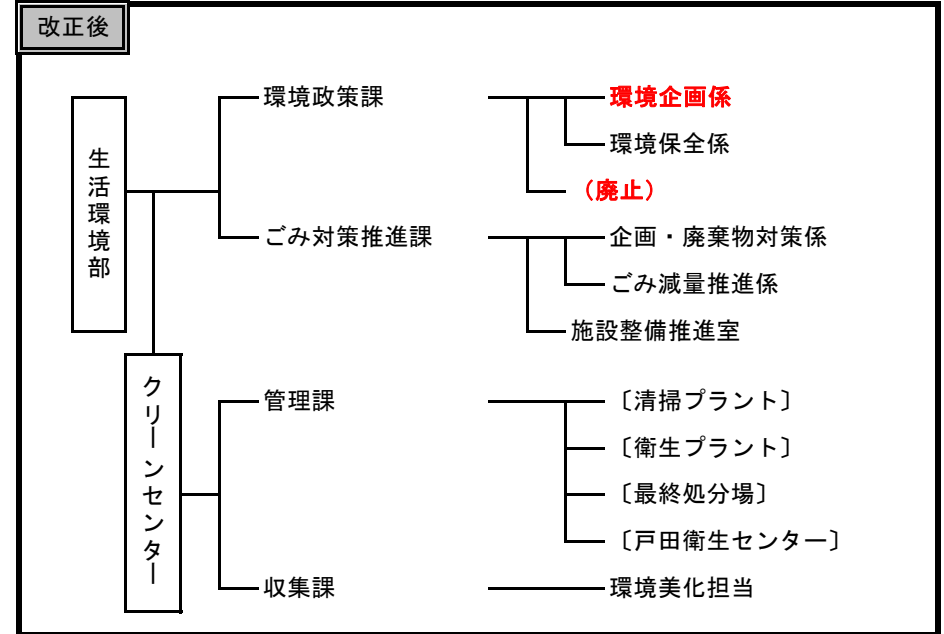
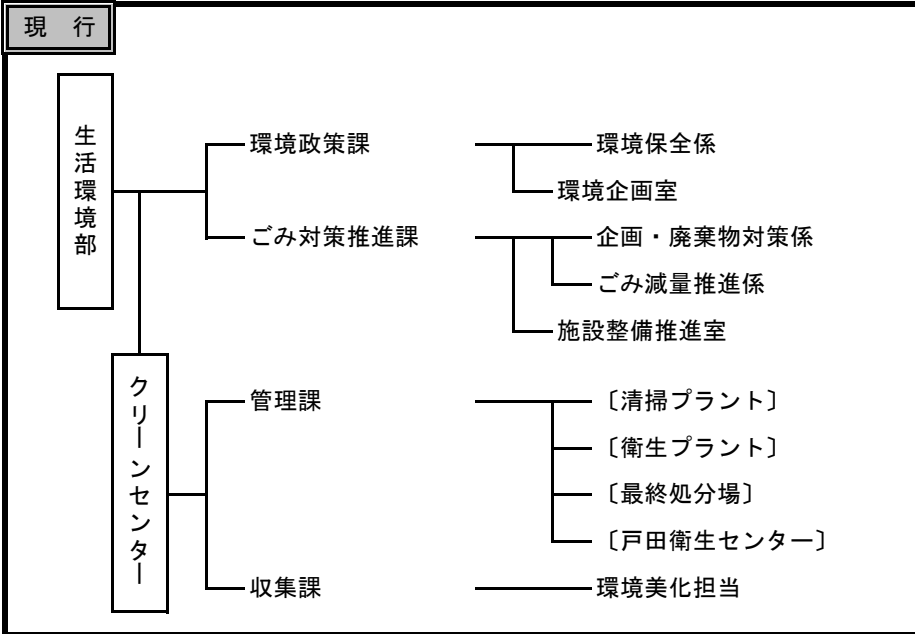
産業振興部



●農林農地課

市街地における地籍調査に関する事業をより円滑に推進するため、農林農地課の「地籍調査係」を廃止し、本事業を都市計画部 市街地整備課へ移管する。

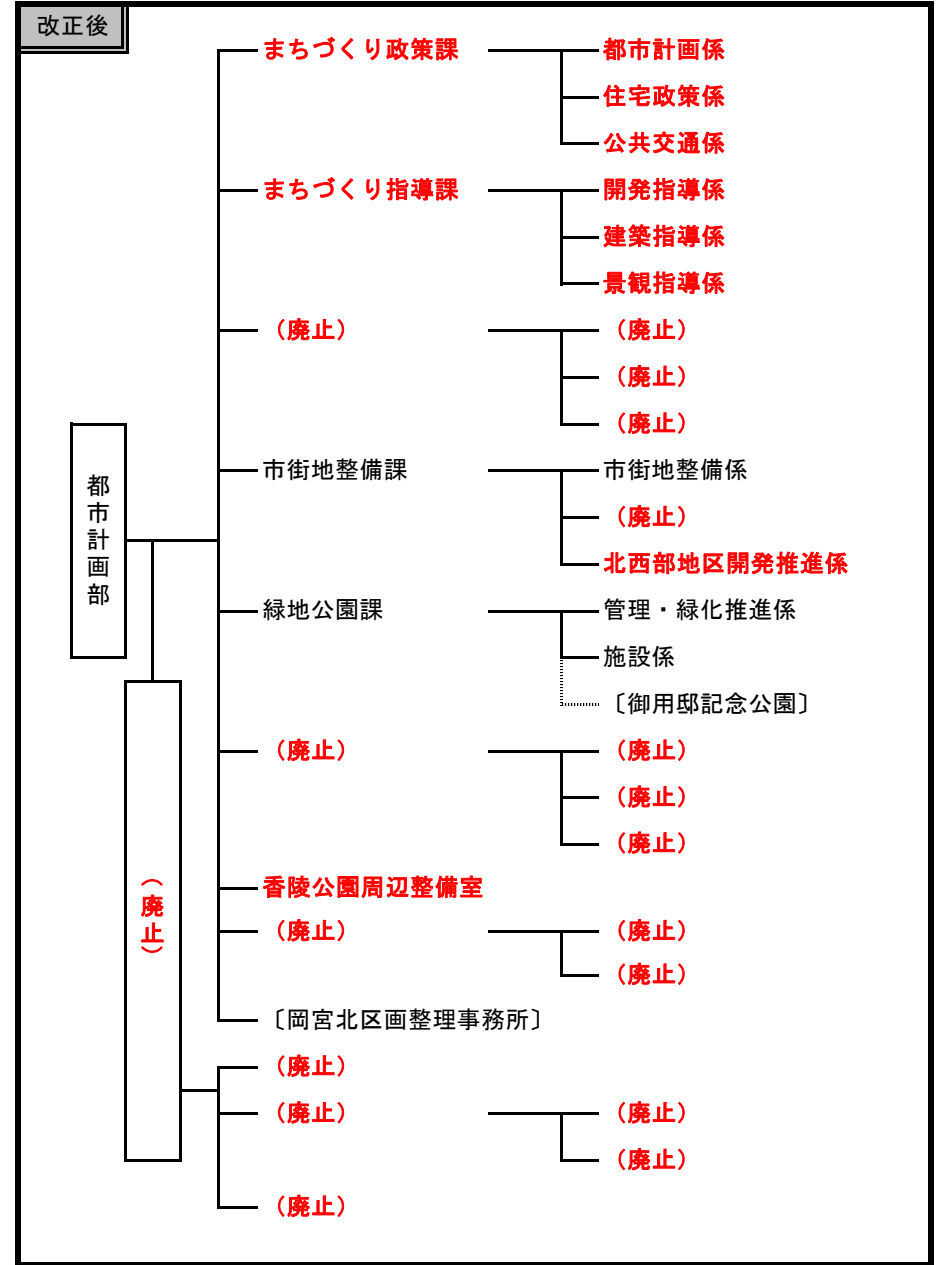
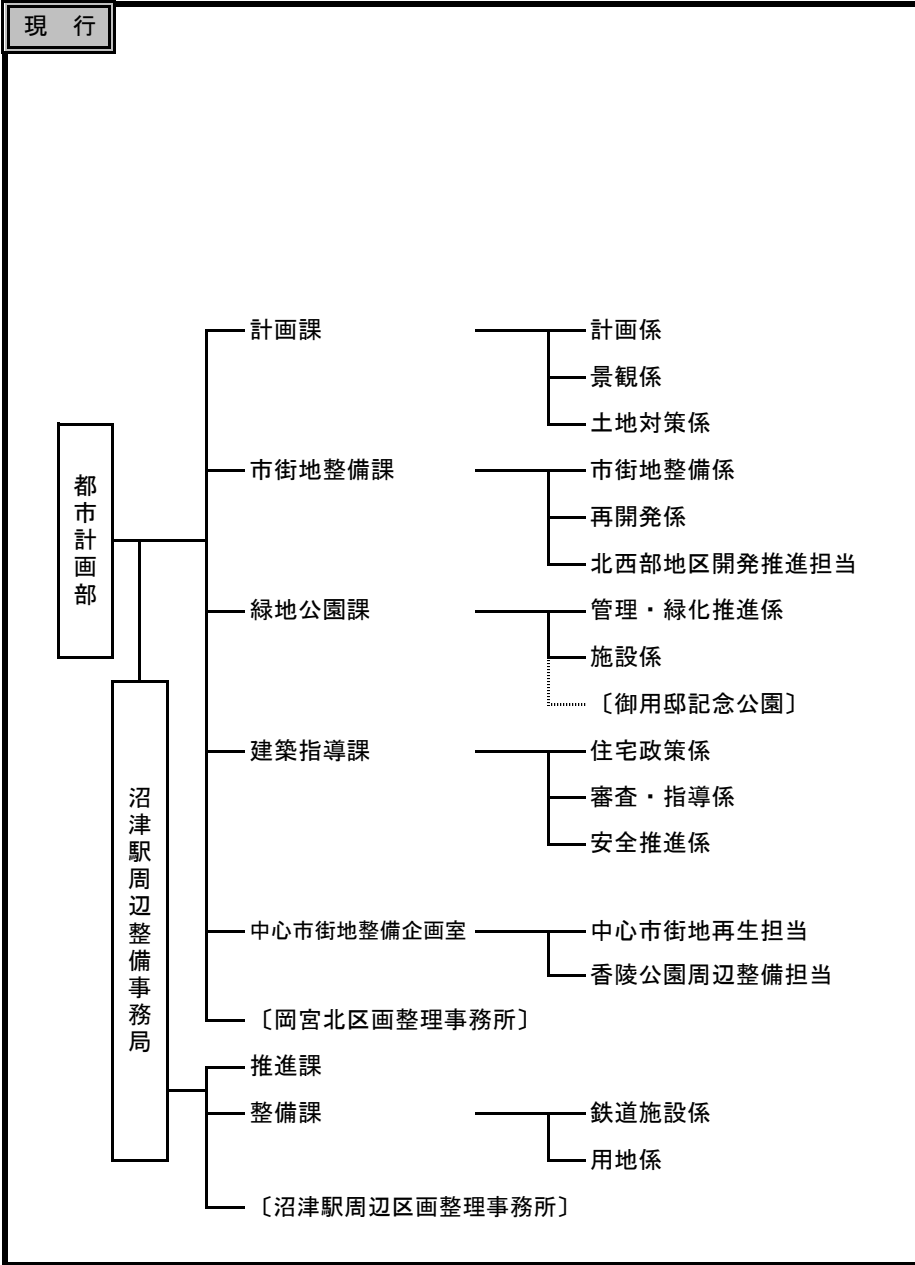
生活環境部



●環境政策課

環境政策課の組織体制の簡素化を図るため、環境政策課の「環境企画室」(課内室)を廃止し、「環境企画係」を置く。

都市計画部



●計画課、建築指導課及び中心市街地整備企画室(2課1室廃止) ⇒ 「まちづくり政策課」、「まちづくり指導課」、「香陵公園周辺整備室」(2課1室新設)
 都市計画部の業務を効果的・効率的に行う組織体制とするため、同部「計画課」、「建築指導課」及び「中心市街地整備企画室」を廃止し、以下のとおり同部に「まちづくり政策課」、「まちづくり指導課」及び「香陵公園周辺整備室」をそれぞれ新設する。

○まちづくり政策課

都市政策全体に係る事務を所掌するため、まちづくり政策課に「都市計画係」、「住宅政策係」及び「公共交通係」を新たに置く。

○まちづくり指導課

土地利用や建築確認など、まちづくりの許認可に係る事務等を所掌するため、まちづくり指導課に「開発指導係」、「建築指導係」及び「景観指導係」を新たに置く。

○香陵公園周辺整備室

新市民体育館及び駐車場等を含めた香陵公園周辺の整備を一体的に推進する事務を所掌する。

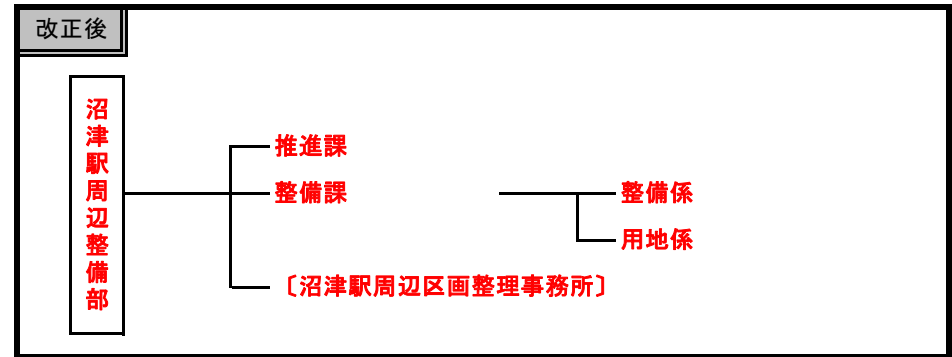
●市街地整備課

市街地整備課の組織体制の簡素化を図るため、市街地整備課「再開発係」を廃止する。また、本市北西部地区の市街化区域編入を目指したまちづくりを進めるため、「北西部地区開発推進担当」を廃止し、「北西部地区開発推進係」を新たに置く。

●沼津駅周辺整備事務局(廃止) ⇒ 沼津駅周辺整備部(新設)へ移管

沼津駅周辺整備事務局を独立した部とする組織体制が必要であるため、「都市計画部 沼津駅周辺整備事務局」を廃止し、推進課、整備課及び「沼津駅周辺区画整理事務所」を「沼津駅周辺整備部」へ移管する。

沼津駅周辺整備部（新設）

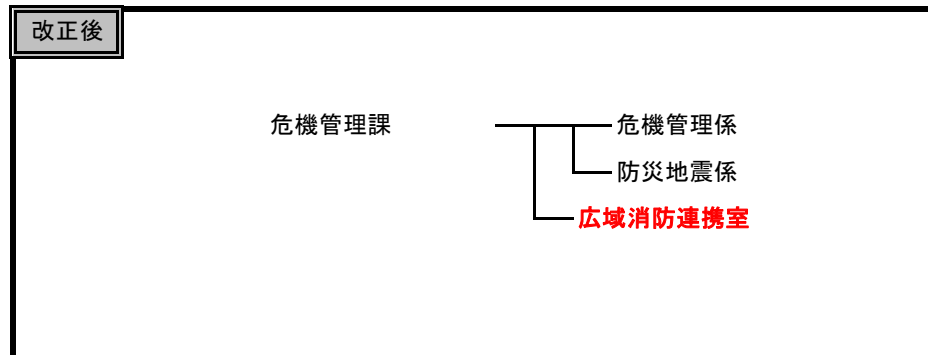
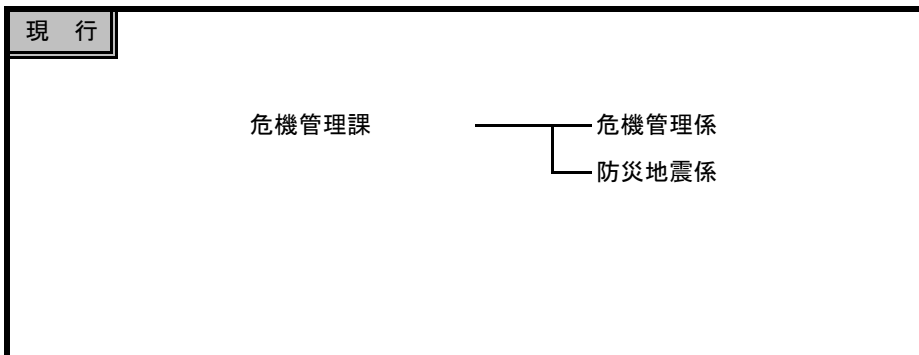


● 沼津駅周辺整備部（新設）

沼津駅周辺整備事務局を独立した部とする組織体制とし、鉄道高架事業、沼津駅周辺土地区画整理事業及び関連道路整備事業等を総合的に推進するため、「沼津駅周辺整備部」を新設する。

なお、組織体制は、これまでの沼津駅周辺整備事務局の推進課、整備課及び〔沼津駅周辺区画整理事務所〕を引き継ぐが、整備課の「鉄道施設係」は、関連する道路整備事業等を含めて事務を担うことから係の名称を「整備係」に変更する。

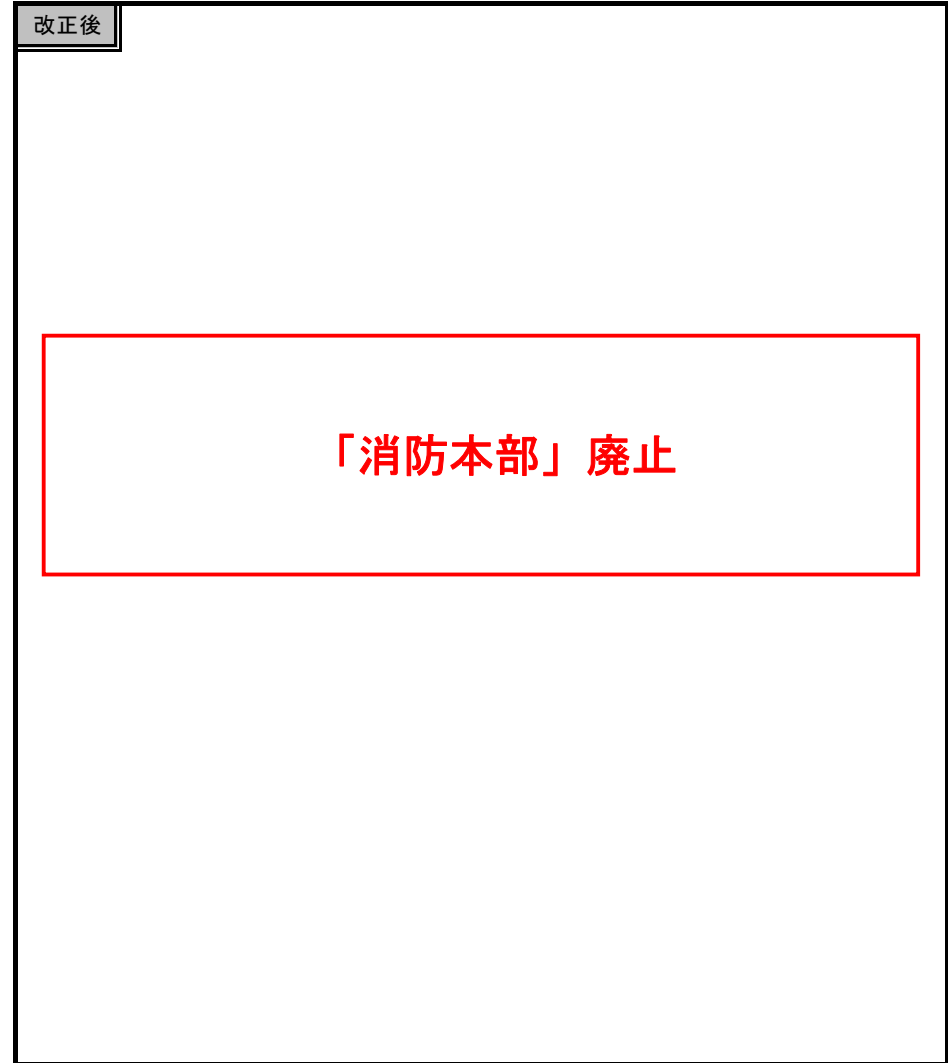
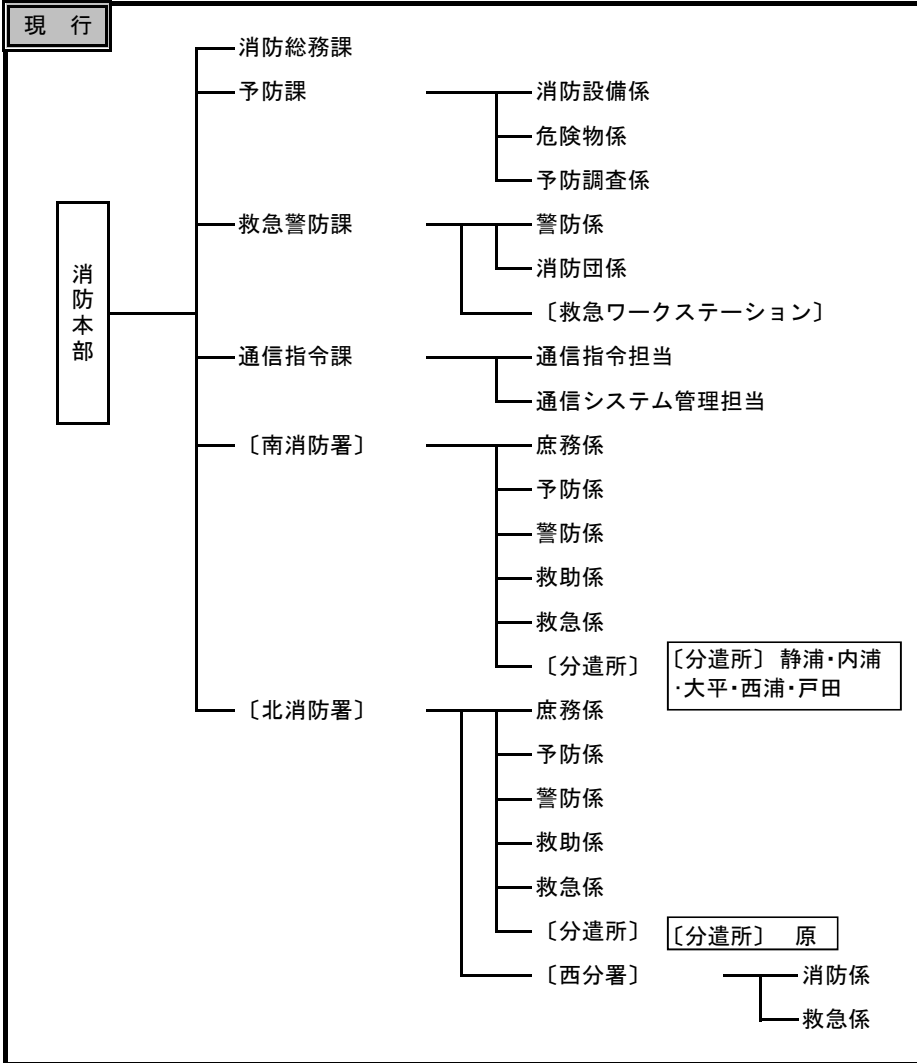
(危機管理課)



●危機管理課

消防広域化に伴い、消防本部から消防団事務等を引き継ぐ組織体制が必要となるため、危機管理課に「広域消防連携室」(課内室)を新たに置く。

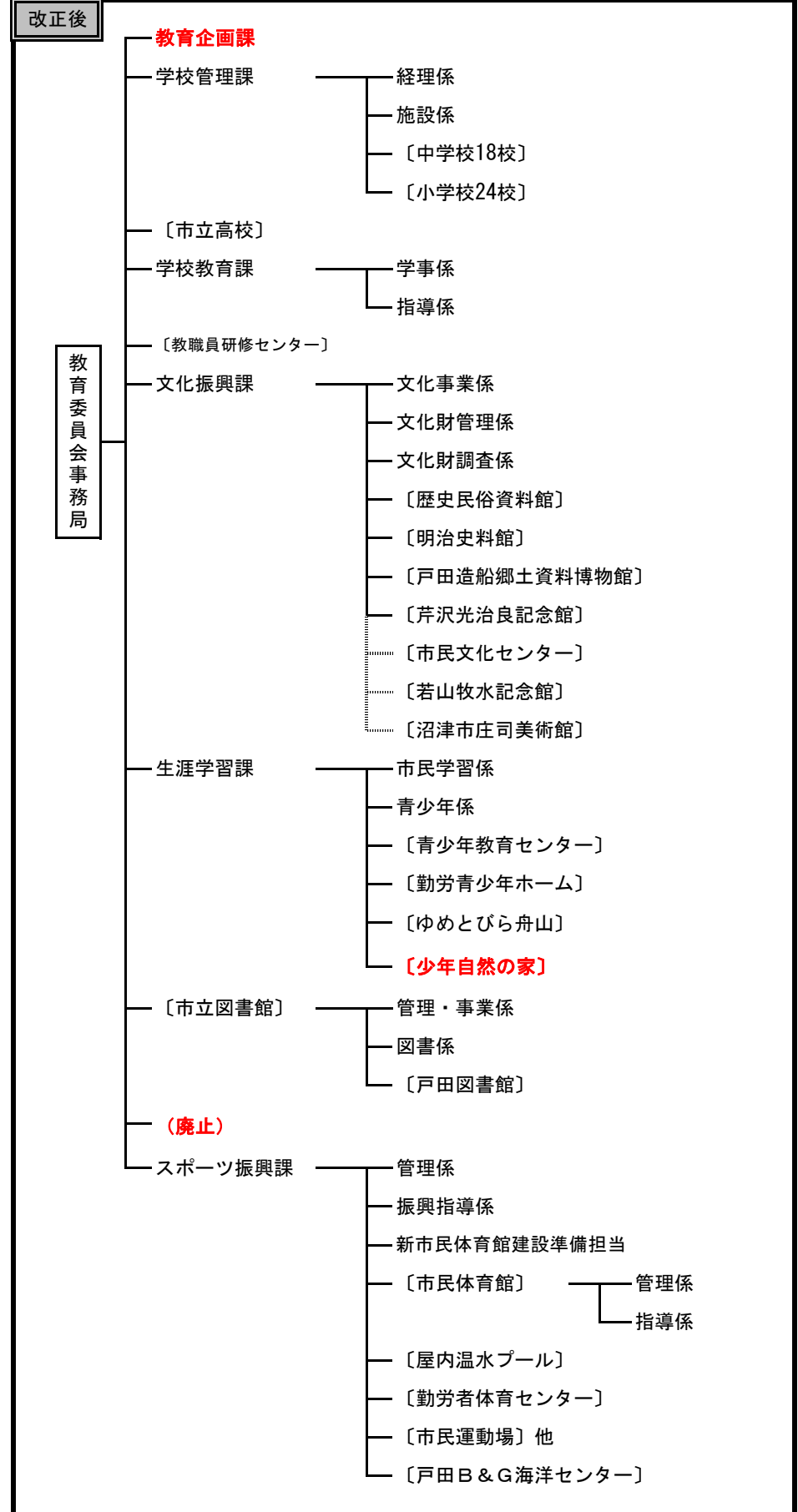
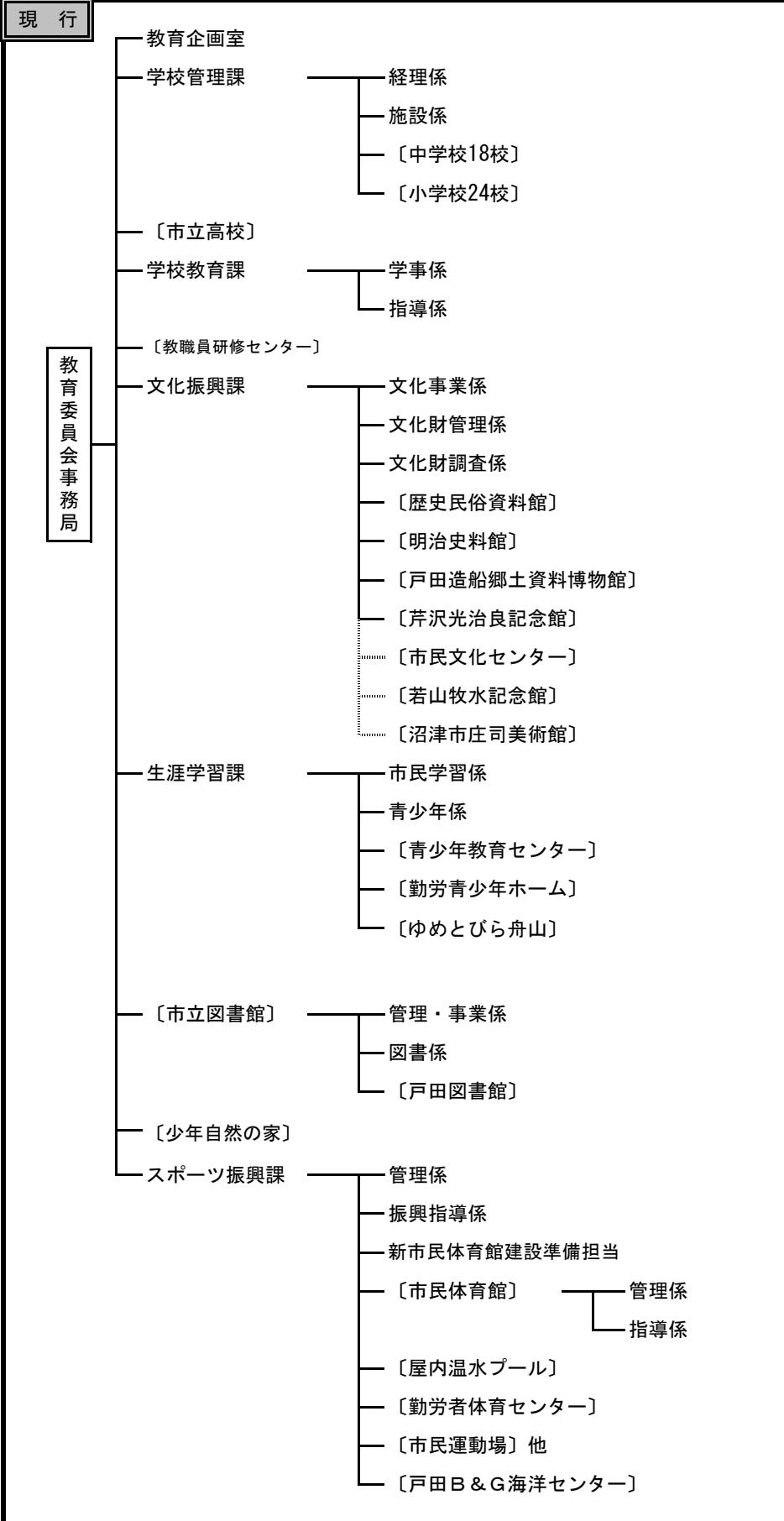
消防本部



●消防本部

消防広域化に伴い、消防本部を「駿東伊豆消防本部」へ移管するため、「消防本部」を廃止する。

教育委員会事務局



●教育企画室 ⇒ 教育企画課

学校の再編・統廃合、教育委員会の複数の部署にまたがる重点施策の推進及び教育委員会全体の調整等を担う組織とするため、**教育委員会事務局の部内室である「教育企画室」を「教育企画課」とする。**

●〔少年自然の家〕 ⇒ 生涯学習課〔少年自然の家〕

少年自然の家の事業縮小に伴い、教育委員会事務局の組織体制の見直しが必要であるため、**教育委員会事務局の出先機関である〔少年自然の家〕を廃止し、生涯学習課の出先機関として〔少年自然の家〕を置く。**